

「富野ふれあいセンターの利用要領」

下線部は改正箇所

1 利用者の心得

関市富野ふれあいセンター（以下「センター」という）を利用する者は、お互い仲良く譲り合い、施設や環境を大切に作る心で利用するものとする。

2 休館日

センターの休館日は、次のとおりとする。ただし委員長が市長と協議して、必要と認める場合は、これを変更し、臨時休館とすることができる。

(1) 月曜日(その月曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日(以下「休日」という。)である場合を除く)

(2) 国民の休日の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日の場合を除く)

(3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)

3 利用時間

センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

4 利用料金

センターの利用料金は、次のとおりとする。

利用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	延長
区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで	30分
大会議室	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	90円
小会議室	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	60円
多目的室	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	60円
調理室	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	60円
和室1	150円	200円	200円	350円	400円	550円	30円
和室2	150円	200円	200円	350円	400円	550円	30円
冷暖房設備	30分につき200円(コイン投入式)						
ガス・水道	調理台1台につき100円						
コピー・印刷	コピー 白黒 5円 カラー 20円 印刷 1原稿につきマスター代として40円(紙代別) (20枚以上100枚まで、それ以上は100枚ごとに10円増額)						

## 備 考

使用者が入場料を徴収する場合又は営利目的で使用する場合の使用料の額はこの表に定める使用料の額の2倍の額とする。

### 5 利用料金の免除及び減免

(1) 利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

- ①市が主催・共催及び後援する事業に利用するとき。
- ②委員会又は委員会を構成する団体等が主催・共催・後援する事業に利用するとき。ただし、冷暖房利用料を除く。
- ③その他、委員長が市長と協議して必要と認めたとき。

(2) 利用料金を減免する場合は、次のとおりとする。ただし、冷暖房利用料を除く。

- ①社会教育関係団体その他公共的な団体が利用するときは、利用料金は4分の1の額
- ②その他、減免に関する必要な事項は関市ふれあいセンター条例及び条例施行規則によるものとする。

### 6 受付及び承認

受付及び承認方法は、次のとおりとする。

- (1) 申込みの受付は、関市公共施設予約システムによるWEB予約と窓口予約とする。
- (2) 申込みの受付期間は、1ヶ月前からとする。(年間事業は優先する。)
- (3) センターでの窓口予約の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (4) 利用は、原則として申込み順とする。
- (5) 施設の継続利用は原則3日以内とし、定期利用は週1回以内とする。
- (6) 利用を承認した場合は、許可証を交付する。

### 7 施設の利用

センターの利用は、次のとおりとする。

- (1) 利用が終わった後は、整理整頓及び戸締り等の点検し清掃して退室する。
- (2) センターの鍵が必要な場合は、利用するときに受付で鍵を借りて責任を持って保管し、利用後は速やかに受付へ返還する。

### 8 利用上の注意

利用者は、次の事項を守り、違反することがあった場合は、利用を中止又は制限することがある。

(1) 注意事項

- ①利用時間を厳守すること。
- ②所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。(館内禁煙)
- ③ゴミは利用者で処分すること。
- ④承認を得た目的以外に利用又は利用の権利を譲渡、転貸しないこと。
- ⑤利用の取り消しは、センターの受付に速やかに申し出て許可証を返還する。

(2) 制限事項

- ①宗教活動をしないこと。
- ②許可を受けないで、物品等を販売及び金品の寄付、募集等の行為をしないこと。
- ③秩序、風俗を乱す恐れのある行為をしないこと。
- ④設備を汚損、棄損する恐れのある行為をしないこと。
- ⑤他の利用者に危害、迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ⑥暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。
- ⑦施設を暴力団関係の活動に利用したり、暴力団関係の活動を助成したりする恐れがないこと。
- ⑧その他、センターの管理上支障のあると認める行為はしないこと。

9 損害の賠償

利用者の不注意により、建物、設備、その他の器具を滅失又は棄損したときは現状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項は別に定める。また、どこにも定めのない事項が起きた時は、役員会で協議し決定する。なお市長と協議する必要があると思われる事項は市長と協議し決定する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月13日から施行する。

この要領は、平成25年8月18日から施行する。

この要領は、平成26年5月17日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。